旭区公告 第164 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 27 日

横浜市旭区長 堀口 和美

送達を受けるべき者	氏名又は名称	柴﨑 幸生
送達する書類名	差押解除通知書 第20082号	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。